

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(ア) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- a 新築されたもの
- b 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- c 新築されたもの
- d 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- e 新築されたもの
- f 建築後使用されたことのないもの

(イ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

- a 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
- b a 以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

ウ 新築

エ 取得

が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	筑紫野市
家屋番号	
取得の原因（移転登記の場合）	(1) 売買 (2) 競落

(注1) { } 中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。

年 月 日

筑紫野市長

印